平成２５年（フ）第２８４号
沖縄県那覇市首里金城町１丁目35番地　マンション六甲202
債務者　上江洲真紀子（旧姓吉里）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２９６号
沖縄県那覇市西３丁目９番１―504号　県営三重城市街地住宅
債務者　池田　京子（旧姓後川内）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２９９号
沖縄県浦添市宮城５丁目３番９号
債務者　島袋　紀子（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７１号
三重県鈴鹿市一ノ宮町1177番地の３　一ノ宮団地Ａ棟541―32
債務者　緒方ジュリアーノこと　ＯＧＡＴＡ　ＪＵＬＩＡＮＯ
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７５号
三重県鈴鹿市一ノ宮町1917番地の６
債務者　根本春男こと　ＮＥＭＯＴＯ　ＥＤＳＯＮ　ＲＡＲＵＯ
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３７２号
京都市南区久世大藪町95番地４
債務者　木村　徹哉（旧姓多中）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７３号
京都市南区久世大藪町95番地４
債務者　木村　幸代（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８０７号
京都市北区西賀茂大道口町12番地　レジデンス太田Ｖ103号、前住所福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒110番地２　ベンタナヒルズ篠栗８―304号
債務者　山本　邦彦
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８６８号
京都市南区西九条大国町８番地１　レジデンスタキザワ205号
債務者　宮川　義一
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９６号
京都府宇治市神明宮北９番地の37
債務者　田村　知美
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４０号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地３―204
債務者　山本　厚子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
鳥取県米子市上福原７丁目９番45号　104号、前住所鳥取県米子市東福原５丁目３番26号皆生マンション302
債務者　東　　秀好
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２３６号
愛媛県松山市小栗２丁目２番23号　シティハイツ403号
債務者　山口　彰三
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３７号
愛媛県伊予郡砥部町原町536番地
債務者　和田　　悟
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３８号
愛媛県松山市土手内206番地１
債務者　川端　清一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７１号
愛媛県松山市道後北代９番25号
債務者　小澤　朝恵
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６３号
福岡県久留米市安武町安武本3077番地８　ローヤルマンション203号
債務者　森山　和樹
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部